令和８年（フ）第４１９号
静岡市葵区羽鳥４丁目20番31号　コンシェール佐藤Ｂ103
債務者　待井　康惠
１　決定年月日時　令和８年８月６日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月５日まで
静岡地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第４３４号
静岡市清水区緑が丘町12番17号　グリーンヒル202号、旧住所静岡市清水区横砂1429番地の３
債務者　村松　明彦
１　決定年月日時　令和８年８月６日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月５日まで
静岡地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１８９号
三重県四日市市松本三丁目15番22号
債務者　ＴＡＫＡＭＡＴＳＵ　ＲＯＪＡＳ　ＭＥＬＯＥＹ　ＧＡＲＣＩＡ
１　決定年月日時　令和８年８月６日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月５日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

令和８年（フ）第１９０号
三重県四日市市内堀町247番地１　ヴィクトリーハウス203
債務者　小畑　英幸
１　決定年月日時　令和８年８月６日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月５日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

令和８年（フ）第１９１号
三重県桑名市大字東方320番地８　くわなハイツ一502、前住所三重県桑名市大字東方320番地８　くわなハイツ201号
債務者　中尾　直志
１　決定年月日時　令和８年８月６日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月５日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

令和８年（フ）第１０９号
滋賀県米原市下丹生582番地、前住所滋賀県東近江市市子殿町1336　レオパレス市子殿101号室
債務者　田中　貴拓
１　決定年月日時　令和８年８月６日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月５日まで
大津地方裁判所彦根支部

令和８年（フ）第１２２号
滋賀県蒲生郡竜王町大字川守548番地１
債務者　山村　元啓
１　決定年月日時　令和８年８月６日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月５日まで
大津地方裁判所彦根支部

令和８年（フ）第９号
和歌山県新宮市佐野1340番地の14
債務者　雜賀　喜則
１　決定年月日時　令和８年８月６日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月５日まで
和歌山地方裁判所新宮支部

令和８年（フ）第４７０号
岡山市北区今六丁目８番８号　ブランニュータウン508、旧住所岡山市北区東花尻253番地１　サンシティパル201
債務者　中村くみこ
１　決定年月日時　令和８年８月５日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月５日まで
岡山地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１８５号
広島県福山市春日町五丁目２番33号　ハイツさとう５
債務者　三鼓　敬一
１　決定年月日時　令和８年８月５日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月５日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

令和８年（フ）第１８７号
広島県福山市新市町大字相方223番地４　大開１一241、旧住所広島県福山市神辺町大字川南262番地１　レオパレス悠１　103
債務者　小林　賢祐
１　決定年月日時　令和８年８月５日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月５日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

令和８年（フ）第８９号
山口県下関市一の宮町２丁目２番17一509号　サンライズ一の宮
債務者　大方由喜子
１　決定年月日時　令和８年８月６日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月５日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

令和８年（フ）第９７号
山口県下関市西観音町５番19号　さつき館201号、前住所東京都世田谷区祖師谷３丁目30番24号　ジャスパー祖師谷203
債務者　今田　京介
１　決定年月日時　令和８年８月６日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月５日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

令和８年（フ）第９９号
山口県下関市今浦町10番５号　野間ビル３－Ｂ号
債務者　木戸眞之助
１　決定年月日時　令和８年８月６日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月５日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

令和８年（フ）第１７０号
愛媛県松山市美沢１丁目10番38号　一般財団法人創精会　松山記念病院、住民票上の住所愛媛県松山市高井町1264番地
債務者　熊　　敦史（法定代理人成年後見人大和　　殉）
１　決定年月日時　令和８年８月６日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月５日まで
松山地方裁判所民事部

令和８年（フ）第２５０号
愛媛県松山市東雲町４番地10
債務者　藤本　利佳
１　決定年月日時　令和８年８月６日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月５日まで
松山地方裁判所民事部